

## 教育委員会4月定例会会議録

1. 日 時 平成27年4月21日(火)午後4時00分
2. 場 所 土浦市教育委員会大会議室
3. 出席委員 委員長 小原 芳 道  
職務代理者 橋 本 重 信  
委 員 木 下 謹 子  
委 員 説 田 賢 哉  
教 育 長 井 坂 隆
4. 委員以外の出席者  
教育部長 湯原 洋 一 参 事 栗栖 宣 博  
教育総務課長 根本 卓 也 学務課長 望 月 亮 一  
生涯学習課長 今野 修 文化課長 杉 田 真 彦  
スポーツ振興課長 星田 洋 一 指導課長 小 島 勝 則  
図書館長 大貫 三千夫 博物館副館長 塩 谷 修  
文化課長補佐 中 澤 達 也
5. 議 題
  - (1) 議 案
    - ① 議案第1号  
学校事務共同実施協議会会員の委嘱について(教育総務課)
    - ② 議案第2号  
土浦市文化財保護審議会委員の委嘱について(文化課)
    - ③ 議案第3号  
土浦市指定文化財の指定について(答申)(文化課)
  - (2) その他
    - ① 新治地区小中一貫教育学校計画について(教育総務課・指導課)
      - ・新治地区小中一貫教育学校整備基本計画について
      - ・第2回土浦市小中一貫教育運営協議会の内容について
    - ② 平成27年度茨城県市町村教育委員会連合会定期総会及び講演会について(教育総務課)
    - ③ 土浦市立幼稚園の園児数の推移(学務課)
    - ④ 独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター内テニスコートについて(スポーツ振興課)
    - ⑤ 茨城県立土浦産業技術専門学院グラウンド開放について(スポーツ振興課)
    - ⑥ 第25回かすみがうらマラソン大会結果について(スポーツ振興課)
    - ⑦ 平成27年度学校教育指導方針について(指導課)
6. 傍聴者 なし
7. 議事内容

委員 長 皆さんこんにちは。4月定例会を開会します。本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

委員 長 それでは、皆さんこんにちは。平成27年度第1回目ですね、定例会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

参 事 課長、新任の人の挨拶を。大丈夫ですか。

教育総務課 こんにちは。この4月1日から、前久保田参事にかわりまして着任いたしました、栗栖宣博と申します。よろしくお願いいたします。

学 務 課 学務課のほうから今度教育総務課ということで引き続きよろしくお願いいたします、根本です。

生涯学習課 市長部局から参りました、学務課の望月でございます。よろしくお願いいたします。

図 書 館 4月の異動で生涯学習課に参りました今野です。よろしくお願いいたします。

委員 長 こんにちは。この度4月1日の異動で新図書館開設準備室長から図書館長になりました大貫といいます。よろしくお願いいたします。

委員 長 いいですかね。あとは何か……。ありがとうございました。それではよろしくお願いいたします。

文化課 文化課課長補佐中澤です。よろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。それでは、次第ののっとり始めたいと思います。初めに、教育長より報告事項をお願いいたします。

教育長 ————— 3月25日以降の行事について報告 —————

委員 長 ありがとうございます。

教育総務課 続きまして、議案に移ります。議案第1号 学校事務共同実施協議会会員の委嘱について、教育総務課お願いします。

委員 長 それでは、資料の4ページをお願いいたします。

教育総務課 学校事務共同実施協議会会員の委嘱についてでございます。事務処理の効率化、職員の資質の向上を図るとともに、学校運営等の支援を行いまして、教職員の負担の軽減を図ることにより、教員が自分の生徒と向き合える時間を確保し、子供たちが教育の一層の充実を図ることを目的としまして、平成26年4月より4グループに分けて学校事務の共同実施を行っております。また、共同実施の推進を図るため、土浦市立学校事務の共同実施に対する規定第3条に基づきまして、中心校の学校長や総括グループ長などで構成する学校事務共同実施協議会を設置してございます。つきましては、3月の定例会におきまして、共同実施に係る中心校、連携校の指定、総括グループ長等の任命について、承認をいただきました。これに伴いまして、こちら4ページの表に記載の17名の皆さんを学校事務共同実施協議会の委員として、委嘱するものでございます。なお、任期については28年3月31日までとなります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。

委員 長 議案第1号は、学校事務共同実施協議会会員の委嘱についてということで、4ページにある17名の方に委嘱するということなんですけども、何かご質問ございますか。これはこの間の定例会で出た、校長先生等を当てるということで、その方たちですよ。

教育総務課  
委員 長  
橋本委員  
委員 長  
橋本委員

はい。  
何かありますか。  
ちょっといいですか。  
はい、どうぞ。  
課長、ちょっと聞きたいのは、共同実施の効率化図るわけでしょうけど、将来的には、事務の削減とかそういうことにはつながらないんでしょうか。

教育総務課

今やってるのは始まったばかりで、今回2年ということで、本当に今基本的なことを、様式の統一化とか、あとは、パソコンを使った事務処理とか、そういったものから取りかかっているわけですけども、その中から、必要な事務とか必要でない事務っていうのをこれから検討して、省略化っていうのも検討していくようになるということだと思います。

橋本委員  
教育総務課  
委員 長

人の削減には、まだそういうところは関わってないと。  
はい。  
事務量を減らしていこうということで、共同でやって、将来的にはやっていただくという方向なんでしょうけど、よろしいでしょうか。このメンバーについては問題がないということでよろしいですか。ありがとうございました。  
それでは、議案第1号の学校事務共同実施協議会会員の委嘱については、原案どおり17名の方に委嘱したいと思います。ありがとうございました。  
続きまして、議案第2号 土浦市文化財保護審議会委員の委嘱について、文化課お願いします。

文 化 課

文化課でございます。資料8ページをお願いいたします。  
土浦市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。  
土浦市文化財保護審議会委員の任期は2年間となっておりますが、現在の委員の任期が先月の3月31日をもって満了いたしました。改めて、記載されている8名の皆様を委嘱させていただきたいと存じております。1番目の稲葉委員から6番目の藤川委員さんにつきましては、継続をお願いするものでございます。7番目の糸賀委員、8番目の由波委員さんには、新規をお願いするものでございます。任期につきましては、平成29年3月31日までの任期とさせていただきたいと存じております。  
なお、委嘱期間につきましては、4月1日にさかのぼって交付をさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

委 員 長

ありがとうございました。土浦市の文化財保護審議会委員の委嘱ということで、4月1日からの委員の8名の方の案ですけども、いかがでしょうか。特にご意見等はございませんか。  
これは新しく交代されたっていうのは、何か定年とかそういうことですか。

文 化 課

後段に本間隆雄委員及び小松崎委員とありますが、どちらも体調がよろしくないということで、申し出がありましたので。

委 員 長  
文 化 課  
委 員 長

委員には、年齢的な制限っていうのはないんですか？  
年齢的な制限はございません。  
体調不良っていうことですか。

わかりました。よろしいですか。

それでは、8ページの委員案を可決といたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第3号 土浦市指定文化財の指定について、これも文化課ですね、お願いします。

文 化 課

資料は10ページになります。

土浦市指定文化財の指定についてご説明申し上げます。本日お配りした資料をあわせてご覧ください。

10ページでご説明させていただきます。文化財の指定でございますが、大きな1番のところに新たに指定される文化財が記載されてございます。

1点目の古文書第6号の遠近橋と、2点目の歴史資料第10号の色川三中関係資料でございます。

昨年度、文化財保護条例に基づき、文化財保護審議会の意見を求めておりましたが、指定することに差し支えないということ、答申をいただきました。土浦市指定文化財に指定をするものでございます。

内容でございますが、大きな2番目のところに概要が記載してございます。

まず1点目の遠近橋ですが、こちらにつきましては、幕末の水戸藩士高橋多一郎が水戸藩主、徳川斉昭の謹慎解除のためにやりとりした書状の書簡でございます。その中に土浦藩士、大久保要の書状も含み、幕末の土浦藩と水戸藩の動向を知るうえで大変貴重な資料となっていることから指定をするものでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、11ページをお願いいたします。

2点目の色川三中関係資料でございますが、色川家の日記である「家事志」「家事記」「附留」や、色川家宛ての書状をまとめた「来翰集」を主とする色川徳治家文書と、三中の肖像画でございます。幕末の城下町、土浦の生活や民衆のありようを深く理解することができる貴重な資料と思われることから、これは、既に指定されてございます「色川三中関係文書」に追加を指定するものでございます。史料的価値を高めるものでございまして、また、あわせて名称も色川三中関係資料という名前に変えまして、指定するものでございます。

指定年月日でございますが、いずれも平成27年5月下旬を予定してございます。なお、12ページからは、答申書と文化財調査報告書でございます。後ほどごらんいただければと存じております。説明は以上でございます。

委 員 長

ありがとうございます。

土浦市指定文化財の指定について、今回、新たに遠近橋と色川三中関係資料ということが、文化財保護審議会委員からの答申が出ております。前に遠近橋っていうのはありましたよね、去年。色川三中は今、博物館でやっているわけですかね。

文 化 課

はい、そのとおりでございます

委 員 長

何かご意見ございますか。

指定文化財として答申も出ておりますので、指定については、特に異議はございませんか。

よろしいですね。ありがとうございました。今、これは遠近橋も博物館にあるんですか。

文化課  
委員長

はい、博物館に保管してございます。

あるんですね。

それでは、議案第3号は原案どおり可決といたします。ありがとうございました。  
続きまして、議案は以上で終わりですね。4番のその他に移りたいと思います。

1番目は新治地区小中一貫教育学校計画について、総務課及び指導課より願います。

まずは、総務課、どうぞ。

教育総務課

それでは19ページ願います。

まず、教育総務課からは、1点目の新治地区小中一貫教育学校整備基本計画について、説明させていただきます。

平成30年4月に、新治中学校敷地内に開校を予定してます、新治地区小中一貫教育学校につきましては、既存の中学校校舎を活用しつつ、新たな校舎を増築しまして、施設一体型小中一貫教育学校を整備するものでございます。その配置計画につきましては、新治地区小中一貫教育学校整備基本計画策定委員会におきまして、新設校舎部分を既存校舎と平行配置とするのか、またはL型配置とするかについて、これまで検討行ってきたところでございます。このたび3月26日に開催されました、第4回の策定委員会におきまして、配置計画を平行配置とすることに決定いたしましたので、報告させていただきます。また今後は、これを元に基本設計に着手するものでございます。

それでは、別添資料の1をお願いいたします。

新治地区小中一貫教育学校整備基本計画について、別添資料1でございまして。

それでは、別添資料1の5ページをお願いいたします。

5ページの1番上の箱でございます。ゾーニング欄、左側が平行配置案で、この水色の部分、こちらが新校舎でございます。新校舎を既存校舎の南側に平行に配置するものでございます。隣、右側、こちらがL型配置案で、水色の新設校舎部分を既存校舎西側に南北縦に配置するものでございます。なお、敷地内の各施設の配置はこの図に記載のとおりでございます。

また6ページ、こちらが1階から3階各階の平面図となっております。

それでは、別添資料の1ページのほうにお戻り願います。

どちら側にするのか、企画検討した一覧表でございます。項目の欄に記載のとおり、24の項目について、平行配置案とL型配置案について検討を行ったものです。

5ページ、6ページを見ながら、聞いていただきますとわかりやすいんですけども、一緒にとじ込んでしまいまして、見づらくなってしまいました。申しわけありませんでした。比較表につきましては、比較表の中のそれぞれの案の項目に対して、◎とか△で評価をしたものでございます。

平行案の◎の部分について説明をさせていただきますと、まず、採光につきましては、平行配置案が既存校舎、新設校舎ともに南向きになることから、採光の面ですぐれていると。

続きまして、普通教室につきましては、いずれについても◎。特別支援学級につきましては、平行配置案が、特別支援学級の位置が1階の中庭に面するところにある

わけですけれども、こちらが交流学級と近いということで連携があると。連携の面ですぐれているというようなことでございます。

あとは、体育館までの動線、距離につきましては、普通教室から体育館までの距離、こちらが平行配置案のほうが近いと。

また、駐車場につきましては、平行配置案の場合、全部で53台、L型につきましては44台ということで、台数が多いと。

また、概算の工事につきましては、平行案につきましては、30億8,100万円と。L型配置案に比べまして、3,800万円ほどですけれども、価格を抑えることができる。

また、工程、工期につきましても、平行配置案のほうが、1か月ほど工期を短縮できるというようなことがございまして、総合評価としまして、平行配置案のほうが評価が高いということから、平行配置案を採用するというように決定したものでございます。

続きまして、15ページをお願いします。

平成30年4月開校までの事業スケジュールの案でございます。

本年度27年度につきましては、こちら先ほど説明しました平行配置案という決定を受けまして、基本設計、実施設計をこれに基づいて進めるものでございます。

上から四つ目、新設校舎の新築工事、こちらにつきましては、28年から29年の8月を予定してございます。

次に、既存校舎の改修工事、こちらは、現在の中学校の校舎の改築を行うものですが、こちらが29年の7月から30年の1月と。現在の既存の体育館の改修工事、こちらにつきましては、29年の9月から12月。その後、外構工事を行って、4月に開校というようなスケジュールでございます。

続きまして、18ページから20ページにつきましては、プールの利用に関する資料でございますけれども、策定委員会の中でも、プールは撤去するというような方向性が出てございます。撤去した場合には、民間のプールを体育の授業で利用するわけですけれども、学校プールを授業で使っている近隣市町村の例とか、そういった資料となっております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

新治地区の小中一貫教育学校についての計画、平行配置案ということが策定委員会で決定したということで、それに基づいてのご説明でしたけれども、いかがでしょうか。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

橋本委員

1点よろしいですか。

委員長

はい、どうぞ。

橋本委員

開設は平成30年の4月ということで、これは、つくば市が筑波町地区でやっている開設時期と同じになったってことですね。

当初、つくば市は、29年4月から1年遅れで同じになったということで、つくば山麓というか、筑波町、新治、この一帯が施設一体型の小中一貫校になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

委員長

プールは撤去しちゃうということで、近隣の民間プールっていうのはどこにあるん

ですか。

教育総務課

資料のほうにいくつか上げてございますけれども、20ページでございます。ここに三つ上がってますけれども、土浦市の特性としまして、民間の屋内のプールが非常に多いと。9箇所ぐらいあるんですけれども、そちらを利用した体育の授業ということです。あくまでもこちらには3箇所しか上がっていません。近隣市町村においては、体育の授業をそちらの民間のプールに行って、先生ではなくてその専門のインストラクターに教えていただくといったことで、先生の負担もかなり軽減すると。また、プールの建設にかかる費用、あとは維持管理費、そういった面でも民間プールがいいよということで、委員会のほうでは決定したということでございます。

委員 長

そうすると、スクールバスで送り迎えするという形になるんですかね。

教育総務課

今後は輸送費であるとか、そういった検討はしてまいります。

委員 長

あと、この平行でつくと、南側につくりますよね。それは結局、小学生用ですよ。

教育総務課

そうですね。

委員 長

基準はみんな小学生用っていうことでつくるわけでしょう。

教育総務課

はい。新設校舎につきましては、1階が1年、2年、2階が3年、4年、6ページをござんいただきますと、1階から3階までの平面図が、小さくて申しわけないんですけども、1番下、1階の南側ですね、こちらは1年生と2年生、2階が3年生、4年生、新設校舎のほうは2階建てということですから、1年生から4年生までが入る。

委員 長

これは何クラスを予定してるんですか。

教育総務課

2クラス。

委員 長

2クラスずつ。5年生、6年生は使われないんですね。もう古いほうへ行くわけ。

教育総務課

そうですね、5年生から上は、古い校舎の2階と3階。

委員 長

2階と3階。

この新設の屋上というのはどうなんですか。

教育総務課

屋上につきましては、特に……。

委員 長

何にもない。

教育総務課

はい。今のところ……。

委員 長

屋上は利用しない。

教育総務課

今はでも太陽光とかの設備はついてますけれども、それは改修工事で、防水とかそういう工事は行いますけれども、特に利用する予定は今のところ……。

適正配置の計画におきまして、新治地区につきましては、1学年2クラスということで。

委員 長

今、新治中も2クラスでしたっけ。

教育総務課

そうですね。

委員 長

そんなところですかね。

教育総務課

全部で500名程度の小中学校。

委員 長

その設計に関しては、まだこれから出てくるんでしょうけれども、やっぱりオープンスペースとかそういう形でやるんでしょうかね。

教育総務課 6 ページの新設校舎の部分の1年生と2年生の脇ですね。こちらがオープンスペース、1階と2階に配置している。

委員 長 あとは、子供たちの遊ぶスペースっていうか、校庭は、これはどういうふうにするんですか。

教育総務課 校庭は、7ページになります。7ページが敷地全体の配置図でございます。グラウンドにつきましては、200メートルトラックが二つで、直線のコースが80メートルと100メートル。あとは、低学年用としまして、新設校舎の左側に移って、芝生広場。

委員 長 ここにいろいろ置くわけですか、鉄棒とか。

教育総務課 ジャングルジムとか、そういったものを配置する、砂場とか、そういったことです。

委員 長 今は何にもないんですよね。

教育総務課 今はございません。ここにテニスコート……。

委員 長 ここに庭をつくるわけですね。

教育総務課 はい。今はテニスコートがここにございます。

委員 長 テニスコートですか。

教育総務課 テニスコートは、体育館の東側に移動しまして。

委員 長 こちらにね。

芝生にして、そこに砂場とか置くわけですね。ジャングルジムとか。一応、要は小学校にあるような遊具を。ところが、大きな校庭はただ広くしておくだけ。ただ広いだけ。

教育総務課 そうですね。

委員 長 これは特に小中学校は分けないわけですね。

教育総務課 分けなくて、二つありますので、両方の利用は可能です。

委員 長 砂場、鉄棒……。体育館はそのまま使うんですね。

教育総務課 体育館は一応……。

委員 長 体育館の周り、いろいろ行き来は大丈夫なんですか。小学校、中学校。

教育総務課 はい。

委員 長 その柔剣道場っていうのは、新しくつくったところで、児童クラブここにありますが、今もこれはあるんですか。

教育総務課 ここにはございません。

ただ、新治地区の場合、小学校部分があきますので、そこへ、ここはスクールバス入れなきゃならないと思いますので、そこにというお話も出てますので、つくる場合はここにつくりたいと思います。

委員 長 つくる場合はね。つukらない場合もあるということですかね。でも、校内にあったほうがいいですよ。

教育部長 この児童クラブを業務委託するような考えが今、教育委員会のほうでありますので、一概に学校施設を使ってというのは、学校の管理上、できれば、委託の場合は外にあったほうが委託しやすいので、その辺のところは今後、再度検討しなければならない案件です。

委員 長 そうですか。藤沢小とかあるわけだから。そうですね。現在は特に使っていない



ですね。

教育総務課  
委員 長  
橋本委員  
委員 長  
橋本委員

一応、駐車場になっています。

ご質問、何かございますか。

はい。

はい、どうぞ。

わからないところがあるので、今の新治中学校の周りってというのは、いるかどうかわからないんだけど、前から不審者とか防犯対策で、外部からのどこからでも進入できちゃうんだよね。単なる樹木が少しあるだけで、バイクでも入ってきちゃうし、何でも入ってきちゃうということなんだけど、小学生が入ったり、一緒に生活すると、そういう面から見ると、この何ていうか塀というか、それを今のまま、そのままにしておくのか、周りをきちっと東門とか正門とか西門とかもありますけれども、この門は別にして、今のところをどういうふうにするのか、そういう話は出ていますか。

委員 長  
教育総務課

特に東側は、割と自由に行けるところだよ。

今のところ具体的にどうするというのは、これから詳細設計の中で出てくるとは思いますけれども、それは必要なところだと思いますので。

橋本委員

非常にいい面と心配な面と両方あるので、どういうふうこれから学校として、ある面では学園として、どういうふうきちっとさせていくのか、私から見ていて、そういう心配がない地域ならばいいなと思うし、塀なんかなくてもいいだろうというふうに、伸び伸びしていいと思うんですが、ある面では非常に心配な面もあるから、その辺を十分いろんなところを見て進めてもらえればありがたいというふうに思いますね。

教育総務課

十分検討させていただきます。現在の防犯対策としまして、防犯カメラ今4台設置しているところがございますけれども、そちらの配置等の検討もまた改めてしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員 長  
木下委員

ほかにございますか。どうぞ。

特別支援学級ですけれども、これは8ページの配置案を見ますと、今の既存施設の普通教室の大きさをパーテーションか何かで仕切って分けたような形ですか。

教育総務課

壁で仕切りまして……。

木下委員

中学校も小学校もこの場所に集約するんですよね。

教育総務課

そうです。既存校舎の1階ですね。1階の中庭に面した部分です。

木下委員

実質、支援学級という教室は何教室できるんですか。

教育総務課

これは4教室です。

木下委員

4教室。

教育部長

中学校の校舎のほうは、一般の家庭でいうとリフォームじゃなくてリノベーションという形で壁も抜きますので、壁を抜いて大々的な大改修をやりますので、これは単純に既存の教室を半分に仕切ったということではないので、きちっとした教室が整備される……。

木下委員

現状3クラス分の広さを、四つでしたっけ。

委員 長

黒い線が現状で、赤い線にするんでしょう。

教育部長  
委員長  
教育部長  
木下委員  
委員長  
教育総務課  
委員長  
教育総務課  
委員長  
橋本委員  
委員長  
教育総務課  
委員長  
指導課

はい、そうです。  
黒い線が今の幅で、それを取っ払って赤い線にする、そういう感じですよ。え。  
まだこれは基本計画の段階なので、この後、基本設計になりますので、設計できち  
んとその辺のところは示されると思いますが。  
ありがとうございます。  
新設のほうには特別支援は来ないんですよ。  
はい。既存校舎の1階。  
わかりました。そうすると、この南側に建物が建って、既存のほうは大丈夫なんで  
すか。日光が当たるとか。南側に来ちゃって。  
新設部分につきましては、この平行配置案では2階建てなものですから、光の影響  
はさほどないと。  
結構離れてるのか。特別支援に日が当たらないような、それはないんですよ。中庭  
が結構あるんですね、幅がね。これはいろいろ策定委員会で検討していただいたあ  
れでしょうから、大丈夫だと思いますけれども。よろしいでしょうか。あと、設計  
ができたらまたということをお願いいたします。  
あとは、プールに関してはどうですか。この方向でいいですかね。  
私も前提案したように、そのほうがいいと思うんですが。  
保護者なんかもそういうほうがいい、賛成でしたか。  
保護者の意見は特にないんですけれども、先生方のワークショップの中でそういっ  
た意見が多かった。  
プールは外部でということで、その方向ですね。わかりました。  
続きまして、今度は指導課のほうですね。第2回土浦市小中一貫教育運営協議会の  
内容について、お願いします。  
指導課でございます。先ほど総務課長より報告がありましたが、第4回新治地区の  
小中一貫教育学校整備基本計画の策定委員会におきまして、報告いたしました。小  
中一貫教育運営協議会の内容についてご報告いたします。  
資料は別添資料の2になります。ごらんいただきたいと思います。  
小中一貫教育運営協議会は、昨年度は2回実施いたしました。2回目は3月16日に  
実施しまして、1年間のまとめの報告を中心に行いました。先ほどの策定委員会  
の中では、市全体の小中一貫教育の運営の方針、運営報告の方法のまとめと、それ  
から、新治の一貫教育学校に係る部分についてご報告いたしました。  
3ページからごらんいただきたいと思います。そこからは、各中学校区におけます  
活動報告を載せてございます。詳細は文章でごらんいただければと思いますけれど  
も、各中学校区ごとにそれぞれ工夫し、実践していただいております。17、18ペ  
ージには、その1年間の成果と課題をまとめて掲載いたしました。特に課題は◎印を  
つけました。教職員間の推進に関する温度差が問題があるなど、5点が主なものと  
捉えました。それぞれの課題については、教育委員会として今後、解決、改善でき  
ますように検討し、取り組んでまいりたいと考えております。  
また、19ページからは、本市小中一貫教育の狙いの一つであります、確かな学力の  
向上の中心となります指導計画であります。現在、策定作成の途中であります、

小中9年間通して一貫して指導する指導内容、T s u c h i u r aカリキュラムというべきものについて、現在、全体構想の段階まで中途の段階ですが、載せてございます。国語、算数、数学、社会、理科、外国語、それぞれにつきまして、児童生徒の実態とそれから各教科の目指す姿を明らかにしまして、小学校1年生から中学校3年生まで9年間を通して言語活動という視点でそれを充実させて、各教科の課題を解決する指導計画を策定するという予定でございます。昨年度からこの作業にかかりまして、27、28年度をめどに完成させるというような予定で進めております。それから、25ページからは、もう一つの柱であります、生きる力の育成の中心となるキャリア教育の基本の考え方を示してございます。それを受けて29ページには、新治小中一貫教育学校を整備するに当たってのキャリア教育推進に対応するための施設面での要望内容等を載せさせていただきました。新治地区の各小中学校の校長先生方、教頭先生方との懇談を通しまして、そういった内容でキャリア教育を進めていくと、それを設計に反映させていただければということで載せさせていただきました。以上、第4回の新治地区の小中一貫教育学校整備策定委員会におきまして報告いたしました小中一貫教育の運営協議会の内容でございます。以上、報告いたします。どうぞよろしく申し上げます。

委員 長

ありがとうございました。

第2回土浦市小中一貫教育運営協議会の内容について、資料2のほうのご説明でしたけれども、何かご質問、ご意見お願いいたします。

橋本委員

はい。

委員 長

どうぞ。

説田委員

活動報告なので、これについてどうこうではなくて、今後についてということなんですけども、まだまだ先だと思っていたこの小中一貫ですが、あと3年後ということで、ただ、この小学校低学年の保護者とか、あるいは、現在幼稚園の親御さんたちは、まだピンときてないと思うんですね。急に変わると戸惑うと思いますので、ホップステップジャンプじゃないですけども、27年度以降、何らかの形でPRをわかりやすくしていただけるとありがたいなというふうに思っております。以上で終わります。

指 導 課

ありがとうございます。我々の教職員の中でもこの捉え方について、先ほどの課題にもありましたが、温度差があるというような課題もありました。教育委員会を通して、PTAも含めて周知を図っていく手立てとして、それを検討して充実させていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員 長

これは平成30年度には、全校で一斉にできるんですか。

指 導 課

そういうことで目指して進めております。まず、教科のほうで、9カ年筋が通ったものができあがると、それから、生きる力に関するキャリアというところを育成していくということで進めております。

委員 長

これは国の方針とかはっきりしたのはいないんですね。

教育部長

来年4月に義務教育法。

教育 長

国は義務教育法をつくるというような閣議決定をしました。

教育部長

来年の4月1日に法律が施行になる予定です。

委員 長 それは具体的にどういう形をとるかは、まだわからないんですね。

教育 長 どういう形で国のほうで制度を設定したとしても、9年間を一緒にやるというところは変わらないので、学校の名称とか、あと、例えば高校入試のときの書類の出し方とか、今やっているこのやり方で大丈夫だと考えています。

委員 長 この新治のを見ると4・5制ですよ。

委員 長 5・4制とかいってるでしょう、実際には、4・5制ですか。

橋本委員 新治小学校4年と5、6、1、2、3と一緒にしましょう。そういう方向で打ち出すのか、国の方針も決まってるじゃないんでしょうけど。

委員 長 国も柔軟的なんです、いろいろその地区での。

委員 長 新治小中校は、4・5制ですよ。これ見るとね。そのハードを見ると4・5制なんですよ。

指導 課 今現在、土浦市が進めている枠組みというか、小学校の取り組む内容は小学校で6です。それから、中学校で取り組む内容は中学校の3。6・3の中で進めていこうということで基本的には進めております。それを運用上、新治の小中一貫教育学校などが位置的にくっつくような状態になりますので、4年生までが活動を一つにして、5年生、6年生、中学生まで垣根を越えるという意味で、3と一緒に何か活動ができないか、あと最後、中学2年生、3年生でできないかというような形で教室の配置だったりとか、交流などを進めていくところです。

委員 長 そこは柔軟にやるんでしょうけれども、それは国の方針が決まれば自由にやっていたわけですよ。どうなるかわからないですけど。

教育 長 あとは、9年間の教育なのだけれど、6年で別の中学校に行きたいっていう子もいると思います。

委員 長 いますね。

教育 長 そういう子については、基本的に自由にどうぞというスタンスで、9年間の学校なんだけれども、6年で別の中学校に行くことは可能であるとそういうことを考えています。

委員 長 6年経つと卒業式はやるんですかね。その辺とかよくわからない……。

教育 長 卒業式というか、終業式っていう形じゃないですか。

委員 長 終業式やる……。

教育 長 小学校でやっている場合が多いみたいです。

委員 長 卒業証書はないのかな。

教育 長 卒業証書は制度的につくれないです。

委員 長 ですよ。そういうのも決まるのは来年の4月っていうことですか。そこもまだ……。

教育部長 そこは、まだ決まりが私どもにも示されておりませんので、今例えば、5・4制とか4・3・2制っていうのは、特区の中でやっているところはあっても、土浦市は特区の申請してやっているわけではないので、非常にそこで課題になっているのは、要は今、教育長がおっしゃられた6年生まで小学校行って、例えば、中学校は私立へ行きたいんだっていうような子がいた場合に4・3・2という制度を引いたらと、なかなか移行しづらいっていうところもあって、その辺のところは課題に

なるのかなと思います。

委員 長

なかなか難しいですね。

教育部長

勉強させていただかないと、私のほうも。

委員 長

平成30年にやるっていっても、やっぱり今言ったように、6・3で上と下集めてという感じで。

教育部長

土浦市の場合は6・3制を基本にして、それを例えば、5・4みたいな形で運用するような、原則6・3制を守りましょうっていうのは今の流れです。これが制度的にきちんと決められれば。

委員 長

今、教科担任制というのは5年生からもやるんでしょう。

指導課

はい。可能な限りそういうふうにして。

委員 長

それはもう30年からやるんでしょう。そうすると、やっぱり4・5に近いよね。新治の配置がそういう感じになってるから。だからそれはまだ今後ですね。

教育長

そこで国の方針としては、まず、義務教育学校っていうのは、学校教育法的一条校に定められたものではないので、それをまず一条校の中に義務教育学校を入れるということを来年4月に認められるのではないかと考えています。また、今までの小学校と中学校のままでいく市町村があってもいい。義務教育学校に移行することは、自由ですよとそういうスタンスで今動いています。全てが義務教育学校になるわけではないと思います。土浦は前もって平成30年から始めますよということでスタートしていますので、委員長が言われたような、急に方向を変えるのではなく、今後3年ありますので、その中で対応していく、そういうことだと考えています

委員 長

わかりました。

説田委員

いいですか。

委員 長

どうぞ。

橋本委員

そういう流れで行くとプランもよくわかるし、さっき説田委員が言ったように、わからない人も大部分なんですよね。それから、ことし小学校の入学式で、小中一貫教育というのを市の挨拶で入れておけばよかった。入れて、中身はわかったかという、そこにいた保護者は何をやるのということですから、これから徐々に見えてきたら、それを少しずつきちっと柱を、土浦市はこうだよ、こんなふうにやりますよっていうのをいろんな形で、広報でも何でも通してやらないと、小中一貫って、新治地区は非常に見えやすいんですよ。非常にわかりやすいし、見えやすい。ほかの一中地区だ他の地域が、小中一貫なんて何やるのということにもなりがち。むしろ内容でこうやるんだという、そういうところをきちっと言わないと、何で新治だけこんなにきちっと小中一貫って枠つくってやっているのに、うちらはできないんだって、いや、そうじゃないんだっていうことを、きちっといろいろな方法があつてこういうふうやってるんだよっていうふうにしないと、挨拶でも何でも小中一貫校推進になりますって言うと、うーん、ということになってしまうので、その辺が十分にこれから考えていただきたいなというふうに思うんですよ。

教育部長

今、橋本委員がおっしゃられたことを十分検討させていただきたいと思います。これは確かな情報ではないんですけども、来年4月1日の法律の施行に伴って、政令が出て、分離型の小中一貫校についての政令の中で、何かこう義務教育校みたい

な決まりが出てくる可能性があるという情報は入ってますので、その辺がきちんとしたら、今のことも含めて、あと、土浦の場合は学区の見直しをしないと、一つの小学校から別々の中学校に行くなんていうところが2箇所ありますので、その辺も含めて検討させていただいて、もっとわかりやすい広報をさせていただきたいと思います。

委員長

確かに学区の見直しも必要ですね。

その30年に向けてのPR活動もよろしくお願いします。ありがとうございました。続きまして、(2)のほうに移ります。

平成27年度茨城県市町村教育委員会連合会定期総会及び講習会について、総務課をお願いします。

教育総務課

資料20ページをお願いします。

例年出席していただいていると思いますけれども、今年度につきましても、5月の26日に常総市のほうで開催されるものでございます。去年は日程が重なった関係で、委員さんが3名、小原委員長と教育長は別の会議に去年は行かれたというようなことなんですけれども、それ以外の年は委員さん皆さん出ていただいているというのがこれまでです。ご都合がよろしければ、今年度もよろしくお願ひしたいと思ひます。午後からですので、教育委員会のほうに11時ごろ集合していただければ、車のほうをご用意して、こちらで随行で行きたいと思ひますので。

委員長

わかりました。

ことは常総市、5月26日ですけど、皆さん大丈夫ですか。

橋本委員

はい、大丈夫です。

委員長

私は、ちょっと行けないんですよ。

説田委員

調整させてもらいたい。

委員長

すみませんけれども、私、学校検診で東小、この日。

申しわけないですけども、皆さんよろしくお願ひします。

続きまして、3番目、土浦市立幼稚園の園児数の推移について、学務課をお願いします。

学務課

学務課でございます。

資料のほうは22ページをお願いいたします。

土浦市立幼稚園の園児数の推移ということで、22ページの下の方が23年度以降の園児数が入った表になってございます。この表につきまして、折れ線グラフで書いたものが上のほうのグラフになってございます。

園児数につきましては、5月1日現在の数を確定の数といたしておりますけれども、本年4月1日現在の公立幼稚園の園児数を報告させていただくものでございます。今年度は5園で208人、平成26年度との比較で38人、約15%の減少でございます。充足率といたしましては、5園全体で34.7%でございます。こうした減少傾向にある公立幼稚園につきましては、望ましい教育環境を維持していくためということで、本年度、今後の公立幼稚園のあり方について、適正配置など検討を進めていく予定でございます。なお、スケジュールや進め方など詳細につきましては、今後、定例会で協議させていただきたいと考えているところでございます。説明は以上で

ございます。

委員長

ありがとうございます。

土浦市立幼稚園の本年度の園児数、15%減ということなんですけれども、ご意見等ございますか。

大分充足されてないのはいつもなんですけれども、年々減っていくというような形なんですけれども、どうでしょうかね。土浦幼稚園が合併したときにちょっとふえたんですね、それ以後はずっと、また減少傾向なんです。

ところで、教員の数なんか幼稚園は減ってるんですか。同じですか。

学務課

教員の数につきましては、特に、同じだそうです。

委員長

変わってないんですか。

これはよろしいですか。特にご意見ございますか。

そういう傾向であるということで。ありがとうございました。

続きまして、4番目、独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター内テニスコートについて、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

スポーツ振興課でございます。

資料のほうは23ページをお願いしたいと思います。

独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター内のテニスコートにつきましては、しばらく使われていなかったんですけれども、病院側のほうから使っていない施設ですけれども、市民の方に有効に使ってほしいというようなことがございまして、今回、市のほうで整備をいたしまして、市民の方に一般開放するというにいたしました。また、災害時には、仮避難所及び物資の収受所として利用するというようなことも計画をしております。

場所につきましては、24ページに病院の全体図がございしますが、医療センターの敷地の中、南側、保健センターに近い部分でございまして、テニスコートとしては、2面確保できるスペースがございします。

クレーコート2面ということで、貸し出しは無料。それで受付のほうは、川口運動公園管理事務所を窓口として受付をしたいというふうに考えております。

利用時間は、午前、午後の2交代制ということで、現在のところ、市のホームページのトップページのほうでこの記事をお知らせしてございまして、貸し出しは5月の1日から行いたいということで、市民の方には、現在ホームページのほうでお知らせをしているというような段階でございします。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

霞ヶ浦医療センター内のテニスコートの利用についてでしたけれども、何かありますか。ご質問等はないですね。これは医療センターのほうで言ってきたんですね。

スポーツ振興課

そうでございます。

委員長

使っていないので。こういうのがあったんですね。これ駐車場、車が停まっているのかという感じしていたけど、この辺はあったんですね。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、同じですかね、5番目ですね、茨城県立土浦産業技術専門学院グラウンド開放について、これもスポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

資料のほうは 25 ページをお願いしたいと思います。

県の施設でありまして、茨城県立の土浦産業技術専門学院グラウンド。

場所は 26 ページです。中村西根地区でございまして、東大通り、それから常磐自動車道の付近の学校の敷地内のグラウンドでございます。これも専門学院のほうから地元の少年団なんかのお子さんたちにグラウンドを開放したいというような申し出がございました。

窓口は市のほうで行うということで、対象は、土浦市に登録しているスポーツ少年団で、年間を通して定期的に使用できる団体に貸し出しを行いたいということで、基本的に貸し出しは無料で、開放日については、学校の授業等もございますので、土曜日と日曜日に限るといったようなことです。

利用時間につきましては、やはり午前と午後の 2 交代制にするということで、利用料のほうは無料ということで、これにつきましては、事前に教育委員会のほうに団体登録をした団体にだけ貸し出しを行うということで、専門学院のほうとお話をしております。

これも貸し出しの開始は 5 月 1 日からということを考えております。

対象が市に登録しているスポーツ少年団ということに限定して貸し出しをするということなものですから、一般には広報はしておりませんので、それで、対象がサッカーを中心としたフットボールに限定ということで学校のほうの希望もございまして、対象のスポーツ少年団が市内に 9 団体ございますので、個別に通知を差し上げて、募集を現在、行っているところでございます。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

土浦産業技術専門学院のグラウンドを開放してくれるということで、スポーツ少年団、サッカーとかラグビーとかあるんですか。

スポーツ振興課

そうですね。基本的にフットボールということなので、ラグビーとかサッカーということなんですが、土浦の場合はサッカー。ラグビーはスポーツ少年団に登録してないので、サッカーの 9 団体ということになります。

委員長

わかりました。これは芝生ではないんでしょう。芝生なんですか。

スポーツ振興課

これは芝生です。

委員長

芝生なんですか。利用しますね、皆さん。芝生であれば。

よろしいですか。

サッカーの何かこの間ありましたよね、グラウンドが少ないとか。

スポーツ振興課

そうですね。そういう要望がございました。

委員長

非常にいいですよ。ありがとうございました。

それでは、続きまして 6 番目です。第 25 回かすみがうらマラソン大会の結果について、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

本日お配りをいたしました、当日配布資料 A 4 の 1 枚のほうをごらんいただきたいと思います。

一昨日、第 25 回かすみがうらマラソン大会兼国際盲人マラソンかすみがうら大会を実施いたしました。

当日の天気の状態なんですけれども、資料の 1 番下になりますけれども、10 時現在



で曇りで17℃、南東の風1.1メートルという絶好のコンディションで、1日中直射日光が差さずに、選手にとっては絶好のコンディションということもございまして、おかげさまでフル女子の部、それから車椅子、盲人の女子の部で大会新記録が生まれるなど、いい結果が出ております。

開催の状況を見てみますと、ここの1番上の表にございますように、エントリー者数のほうは2万8,180人、フルと10マイル、5キロ、車椅子、ウォークの部門を合わせまして2万8,180人のエントリーをいただきました。当日の参加者は、2万2,979人と、通常2万人を超える大会ですと、大体80%前後というところが大会としては多いので、大体80%を超えるような当日参加者数でございました。

完走者のほうが2万782人ということで、完走率は90.44%ということでございました。

それから、2段目になりますが、当日の救急車の搬送の概要でございます。捻挫とか熱中症というのはたくさんあったのでございますが、救急車で搬送された方は、ここにございます8人の方が搬送をされています。ほとんど軽症でございますが、1番最後の8番目の方が低体温で中症度ということでございます。それから、上から3番目の方、52歳の女性で、救急が出動した時点では、転倒で軽症ということで病院に運ばれたわけなんですけど、精密検査を受けたところ、転倒したショックという衝撃で大腿骨が骨折ということが後からわかりまして、入院治療となったということでございます。

そのほか、AEDの出動もございませんでした。概要は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

第25回のかすみがうらマラソン大会の結果についてのご説明でしたけれども、ご質問、何かございますか。よろしいですか。ことしは天気も曇りで非常によかったので、余り大きな病気も出なくてよかったです。

木下委員

よろしいですか。

委員長

はい、どうぞ。

木下委員

大会が終わり、本当にお疲れ様でした。当日ホームページにアクセスしたんですけども、かなり長時間にわたってアクセスができない状態だったんですけど、それは集中してたということだけが理由なんでしょうか。

スポーツ振興課

すみません、それは市のマラソンのホームページということですか。

木下委員

そうです。

スポーツ振興課

そうですか。

木下委員

何かサービスが行われていないようなメッセージだったように思いますけれども。

スポーツ振興課

そうですか。すみません、マラソン大会前にはコースの状況であるとか、サービスの状況であるとか、大会まであと何時間ですよみたいなことをお知らせしておりましたが、当日のホームページの状況については把握しておりませんので、調べておきます。

木下委員

きょう現在、出かけてくる前に見たら回復はしてましたから、ホームページ自体は残っているわけなんですけれども、当日は、少なくとも午前中ずっとそんな感じでしたから、参加される方がもしアクセスしていたとすれば、動く状態だったらよか

委員 長 ったなと思ったものですから。よろしくお願ひします。  
 スポーツ振興課 アクセスが集中したということも考えられます。そのことについては、まだ報告受  
 けておりませんので、調査してみます。  
 委員 長 ほかにございますか。よろしいですか。  
 では、ありがとうございました。  
 それでは、7番目に行きます。  
 指導 課 平成27年度学校教育指導方針について、指導課お願ひします  
 指導課でございます。3月の定例会におきまして、基本的な内容については報告い  
 たしました学校教育指導方針についてでございます。  
 資料は別添資料3になります。  
 先週、4月14日に開催いたしました市内の校長先生方対象の学校教育運営方針説明  
 会にもちまして、配布、説明いたしました資料についてご報告いたします。  
 先の3月の定例会におきまして、検討していただきましたものに加えて、11ページ  
 以降の後半部分に今年度の取り組みの重点やらポイントやら詳細を示させていただ  
 きました。  
 特に13ページから15ページには、学校訪問の内容が詳しく記載されております。  
 教育委員の先生方には、学校訪問について大変お世話になっております。今年度は  
 15ページに記載いたしました学校への訪問となります。委員の皆様には別紙を配布  
 いたしました。きょう段階での各種訪問を盛り込んだものでございます。今後、県  
 などからの訪問の関係があるので、変更になることもありますが、あらかじめ予定  
 をしておいていただければというふうに思います。  
 その他、詳細は後ほど目を通していただければというふうに思います。どうぞよろ  
 しくお願ひいたします。以上です。  
 委員 長 ありがとうございます。  
 平成27年度学校教育指導方針についてということで、前回も出たと思ひますけれど  
 も、学校訪問の日取りとかそういうのも決まってるんですか、これも。  
 指導 課 はい。別紙の1枚のやつで、裏表で書いております。  
 委員 長 そっちのほうですか。  
 指導 課 ただ、これ変動しているところがありまして、きょう現在の最近のものをお配りさ  
 せていただいたんですが、委員の皆様に参加していただく予定の右側に丸印がつけ  
 てあります学校でございます。  
 委員 長 これは、あとで出欠を返事すればいいんですね。  
 指導 課 あとで担当のほうよりご連絡させていただきますので。どうぞよろしくお願ひいた  
 します。  
 委員 長 わかりました。  
 それでは、ただいまの学校教育指導方針、学校訪問も含めまして、ご意見ご質問あ  
 ればよろしくお願ひいたします。よろしいですか。これは日にちが変わることがあ  
 るわけですね。  
 指導 課 極力ないようにはいたしますが、若干ある可能性はあります。  
 委員 長 わかりました。

日程の調整をよろしく願いいたします。  
特にご質問ありませんか。いいですか。  
ありがとうございました。  
それでは、以上で本日の次第は終わりですけれども。

教育総務課  
委員長  
教育総務課

すみません。

はい、どうぞ。

こちらの次第のほうには漏れてしまったんですけれども、本日の発表ということで資料をお配りすることできなかつたんですけれども、茨城県の建築士事務所主催であります、第28回の茨城県建築文化賞の発表というのが、きょうございました。きょう発表されたばかりで、これは平成24年の4月1日から26年の3月31日までの2年間に竣工した茨城県内の建築物が対象でございまして、全部で36の応募があった中で、土浦小学校を設計された横須賀建築設計事務所が、茨城県知事賞を受賞したという報告がございましたので、報告させていただきます。その評価された点につきましては、建物そのものもよかったということなんですけれども、そのほかに、周辺の歴史性を十分に配慮した点が非常に高く評価されたというようなことだそうです。以上でございます。

委員長

それはおめでとうございます。

知事賞、横須賀さんというのは水戸でしたっけ。

教育総務課

水戸です。

委員長

それでは、次回の日程ですか。

—————次回定例会日程について協議—————

19日の火曜日の4時からですね。

委員長

以上をもちまして、4月定例会を閉会といたします。ありがとうございました。